

# 第2次鳥栖市男女共同参画行動計画(後期計画) (骨子案)



## 目 次

### 第1章 行動計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の基本理念
- 3 計画の目標
- 4 計画の性格
- 5 計画の期間

### 第2章 計画策定の背景と課題

- 1 社会経済情勢の変化
- 2 これまでの取組
- 3 計画の重点課題

### 第3章 計画の内容

- 1 計画の体系図
- 2 施策の展開
  - 基本目標 1 人権尊重に基づく男女共同参画の意識づくり
  - 基本目標 2 男女が生き生きと働きともに支える社会づくり
  - 基本目標 3 男女が自立し安心して暮らせるまちづくり
  - 基本目標 4 女性が活躍できる社会づくり  
(鳥栖市女性活躍推進計画)
  - 基本目標 5 配偶者等に対する暴力の根絶  
(鳥栖市DV被害者支援基本計画)
- 3 計画推進体制の整備

## 第1章 行動計画の策定にあたって

### 1 計画策定の趣旨

鳥栖市は、平成25年（2013年）3月に、第2次鳥栖市男女共同参画行動計画を策定し、男女共同参画社会の形成を目指す取組を行ってきました。

こうした取組を経て、男女共同参画に関する意識については、少しずつ成果を上げ始めていることが見受けられますが、政治の場や社会通念・慣習・しきたりのなかでは、男女の不平等感が依然として強く残っていることも課題として浮かび上がってきました。

また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」の公布・施行に伴い、これまで以上に女性の活躍推進に向けた取組が求められています。

こうした現状を踏まえ、男女共同参画のさらなる推進ために、「第2次鳥栖市男女共同参画行動計画（後期計画）」を策定します。

### 2 計画の基本理念

男女共同参画社会基本法では、第3条から第7条にわたり、男女共同参画社会の形成について次の5つの基本理念を規定しています。

- ①男女の人権の尊重（法第3条）
- ②社会における制度又は慣行についての配慮（法第4条）
- ③政策等の立案及び決定への共同参画（法第5条）
- ④家庭生活における活動と他の活動との両立（法第6条）
- ⑤国際的協調（法第7条）

本市は、この5つの基本理念に基づき、総合計画に理想像として掲げているように「男女一人ひとりに男女共同参画意識が浸透し、お互いが多様な価値観や考え方を理解し、認め合い、性別にかかわらず自分らしく生きる」ことのできる社会の実現を目指して、計画を策定します。

### 3 計画の目標

本市における男女共同参画社会の実現を推進するために、次の5つの基本目標を定め、それぞれの目標に沿った施策を実施します。

- 基本目標1 人権尊重に基づく男女共同参画の意識づくり
- 基本目標2 男女が生き生きと働きともに支える社会づくり
- 基本目標3 男女が自立し安心して暮らせるまちづくり
- 基本目標4 女性が活躍できる社会づくり  
(鳥栖市女性活躍推進計画)
- 基本目標5 配偶者等に対する暴力の根絶  
(鳥栖市DV被害者支援基本計画)

#### 4 計画の性格

- (1) この計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画です。
- (2) この計画は、国・県の男女共同参画基本計画を踏まえ、鳥栖市総合計画との整合を図りながら策定します。
- (3) この計画は、平成28年に実施した「男女共同参画社会に関する市民意識調査」の結果や、市民の委員で構成された「鳥栖市男女共同参画懇話会」における議論等を反映して策定します。
- (4) この計画は、女性の職業生活における活躍と推進に関する法律（女性活躍推進法）第6条第2項に基づく基本的な計画を含み、一体的に策定します。
- (5) この計画は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項に基づく基本的な計画を含み、一体的に策定します。

#### 5 計画の期間

計画期間は、平成25年度から平成34年度までの10年間とし、平成29年度は、計画期間の中間年に当たるため、計画の見直しを行いました。

改訂後の計画期間は、平成30（2018）年度から平成34（2022）年度までの5年間とします。ただし、社会経済情勢の変化や国・県の制度の変更等を考慮し、必要に応じて内容の見直しを行います。

## 第2章 計画策定の背景と課題

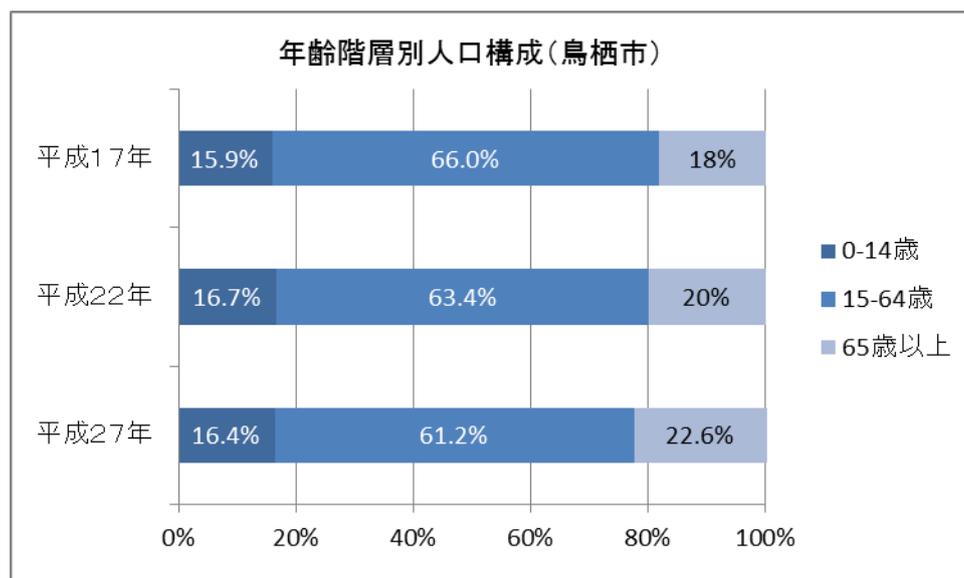
### 1 社会経済情勢の変化

#### (1)人口動態の変化

国勢調査による鳥栖市の人口は、平成17年から平成27年までの10年間で、64,723人から72,902人と8,179人増加しています。

年齢階層別に人口を見ると、15歳未満の子どもの割合は、平成17年の15.9%、平成22年の16.7%、平成27年の16.4%とほぼ横ばいですが、65歳以上の高齢者の割合は、平成17年の18.0%から平成27年の22.6%へと上昇し続けています。

また、生産年齢人口（15歳以上65歳未満の人口）の割合は、平成17年の66.0%、平成22年の63.4%、平成27年度の61.2%と減少しており、65歳以上の高齢者1人を支える働く世代にかかる1人当たりの社会的費用の負担の増加が予想されます。

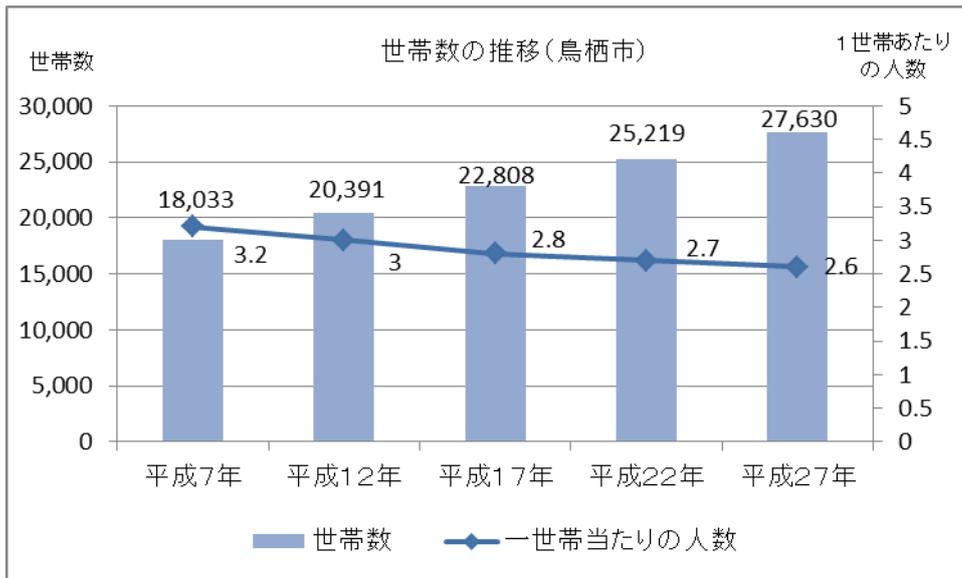


資料：国勢調査結果から作成

#### (2) 家族形態・生活形態の変化

平成27年の国勢調査によると、鳥栖市の総世帯数は27,630世帯となり、調査のたびに増加を続けています。1世帯当たりの人数を見ると、平成17年に3.0人であったものが平成27年には2.6人となり、平成17年から10年間で、人口は12.6%増えましたが、世帯数は21.1%増加しており、人口の増加とともに核家族化が進行しています。

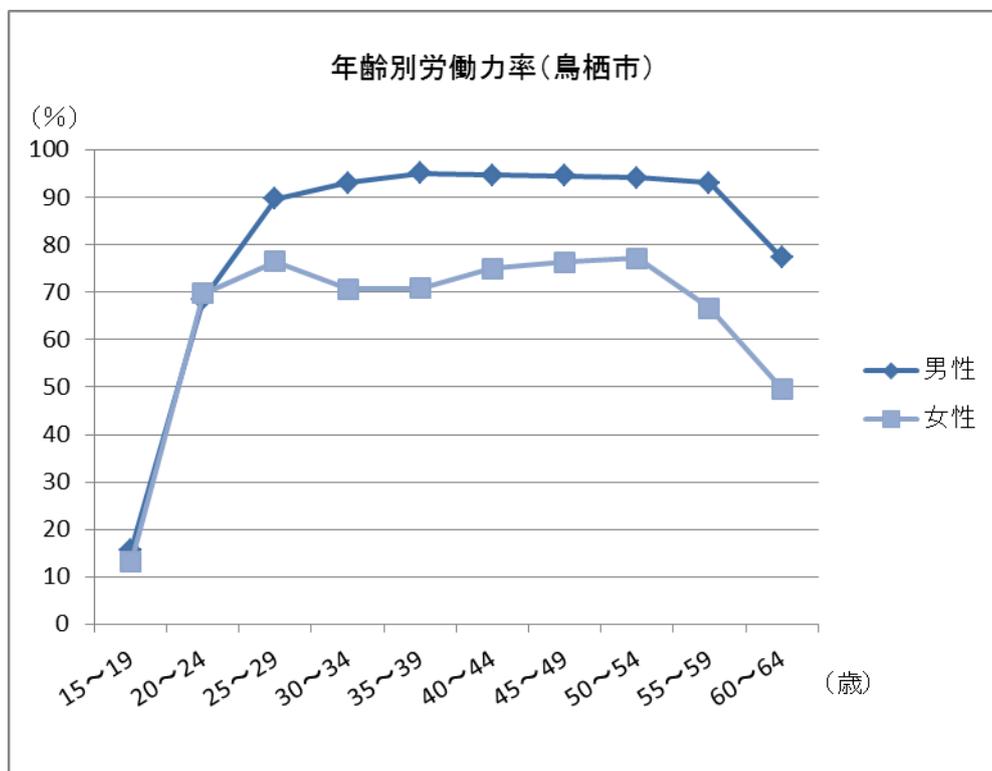
1世帯当たりの人数を見ると、平成27年は1人世帯が8,025世帯(29.0%)、2人世帯が7,225世帯(26.1%)を占めており、1人世帯と2人世帯を合わせると半数を超えており、年々、少人数の世帯が増えています。



資料：国勢調査結果から作成

### (3) 就業構造の状況

平成27年の労働力率を男女別に見ると、男性は、20歳代半ばから50歳代後半まで、約90%の高い割合の人が働いており、グラフの形は台形になります。女性は、20歳代後半から30歳代にかけて働く人の割合が減少し、40歳代にかけて再びM字型の曲線になります。これは結婚・出産で就業を一時的に中断し、子育てが終わった時点で復職または再就職をするという、日本女性の働き方の特徴を表しています。



資料：国勢調査結果から作成

## 2 これまでの取組

鳥栖市は、平成15（2003）年度に「鳥栖市男女共同参画行動計画」を策定し、男女共同参画社会づくりを推進してきました。

計画は10年計画とし、平成19（2007）年度に見直しを行い、翌年からの後期行動計画を策定しました。また、平成24（2012）年度には、「第2次鳥栖市男女共同参画行動計画」を策定しました。計画で設定した取組に対し、副市長を会長とする男女共同参画行政推進会議や、市民の委員等で構成された男女共同参画懇話会において、計画に基づく総合的な施策の推進と評価、改善に努めています。

平成28（2016）年度には、次年度の「第2次鳥栖市男女共同参画行動計画（後期計画）」の策定に伴い、「男女共同参画社会に関する市民意識調査」を実施し、市民意識の変化や、男女共同参画の実態や課題について調査・分析を行いました。

## 3 計画の重点課題

これまでの本市の取組と新たな課題を踏まえて、「第2次男女共同参画行動計画（後期計画）」では、以下の取組について重点的に推進します。

### （1）男女の人権の尊重

- 男女共同参画社会を形成するためには、男女が個人として尊重され、性別を理由に差別を受けないことが基本になります。今後とも市が実施する施策においては、人権の尊重を重視します。

**⇒基本目標1・主要施策1「男女共同参画の理解を広める教育・学習の推進」**

### （2）男女共同参画社会の理解の促進

- 男女共同参画の用語や取組の認知度は低く、考え方が十分理解されていません。さらに分かりやすく伝え、多くの人々の協力を得られるよう取組を進めます。

**⇒基本目標1・主要施策2「男女共同参画の視点に立った広報・啓発の充実」**

### （3）女性や高齢者の社会参画による地域の活性化

- 少子高齢化の進行や生活形態が多様化する中で、女性や高齢者の能力を発揮する機会を創出することが、今後の社会の活性化につながります。

**⇒基本目標3・主要施策1「個人の自立を支える環境整備」**

**基本目標3・主要施策3「生涯を通じた健康づくりの推進」**

### （4）市民活動団体や事業所等との協働の推進

- 男女共同参画の考え方を地域や職場に浸透させるために、市民活動団体や事業所等と連携し、協力しながら進めていくことが必要です。

**⇒基本目標1・主要施策2「男女共同参画の視点に立った広報・啓発の充実」**

**基本目標2・主要施策2「男女が働きやすい労働環境の整備」**

(5) 配偶者等に対する暴力の根絶

- 男女間の暴力、特に女性に対する暴力は、人権を侵害する犯罪であり、絶対に許すことのできない行為です。男女共同参画社会の形成を根本から揺るがすもので、今後とも重点的に取り組む必要があります。

⇒基本目標5・主要施策1「DV被害を防止する啓発推進」

基本目標5・主要施策2「相談体制の充実」

(6) 防災における男女共同参画

- 防災分野への女性の参画を推進するとともに、被災時の男女のニーズの違いに十分配慮すること等、防災における男女共同参画の推進を図ります。

⇒基本目標2・主要施策1「政策・方針決定過程での男女共同参画の推進」

(7) ワーク・ライフ・バランスの推進

- 誰もがやりがいや充実感をもちながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持てる健康で豊かな生活ができる社会の実現が必要です。

⇒基本目標4・主要施策1「仕事と生活の調和を図る環境の整備」

(8) 女性の活躍の推進

- 高齢化社会が進行し、将来、人口減少社会を迎えていくなか、女性の能力の活用は、新たな労働力を確保するという視点だけでなく、女性の視点、発想を生かした新たな経済活動を作り出す観点でも重要です。

⇒基本目標4・主要施策2「女性活躍推進のための環境整備」

### 第3章 計画の内容

#### 1 計画の体系図

基本目標	主要施策	具体的施策
1 人権尊重に基づく男女共同参画の意識づくり	1 男女共同参画の理解を広める教育・学習の推進	
	2 男女共同参画の視点に立った広報・啓発の充実	
	3 男女共同参画を推進する人材の育成	
2 男女が生き生きと働きともに支える社会づくり	1 政策・方針決定過程での男女共同参画の推進	
	2 男女が働きやすい労働環境の整備	
3 男女が自立し安心して暮らせるまちづくり	1 個人の自立を支える環境整備	
	2 性と健康を尊重する環境整備	
	3 生涯を通じた健康づくりの推進	
4 女性が活躍できる社会づくり (鳥栖市女性活躍推進計画)	1 仕事と生活の調和を図る環境の整備	
	2 女性活躍推進のための環境整備	

基本目標	主要施策	具体的施策
5 配偶者等に対する暴力の根絶 (鳥栖市DV被害者支援基本計画)	1 DV被害を防止する啓発推進	
	2 相談体制の充実	
	3 DV被害者の自立支援	
	4 関係機関の連携・協力	

	主要施策	具体的施策
■推進体制の整備	1 計画推進体制の充実	
	2 計画の進行管理	
	3 モデル事業所としての市役所づくり	

## 2 施策の展開

基本目標 1	人権尊重に基づく男女共同参画の意識づくり
--------	----------------------

### 主要施策 1 男女共同参画の理解を広める教育・学習の推進

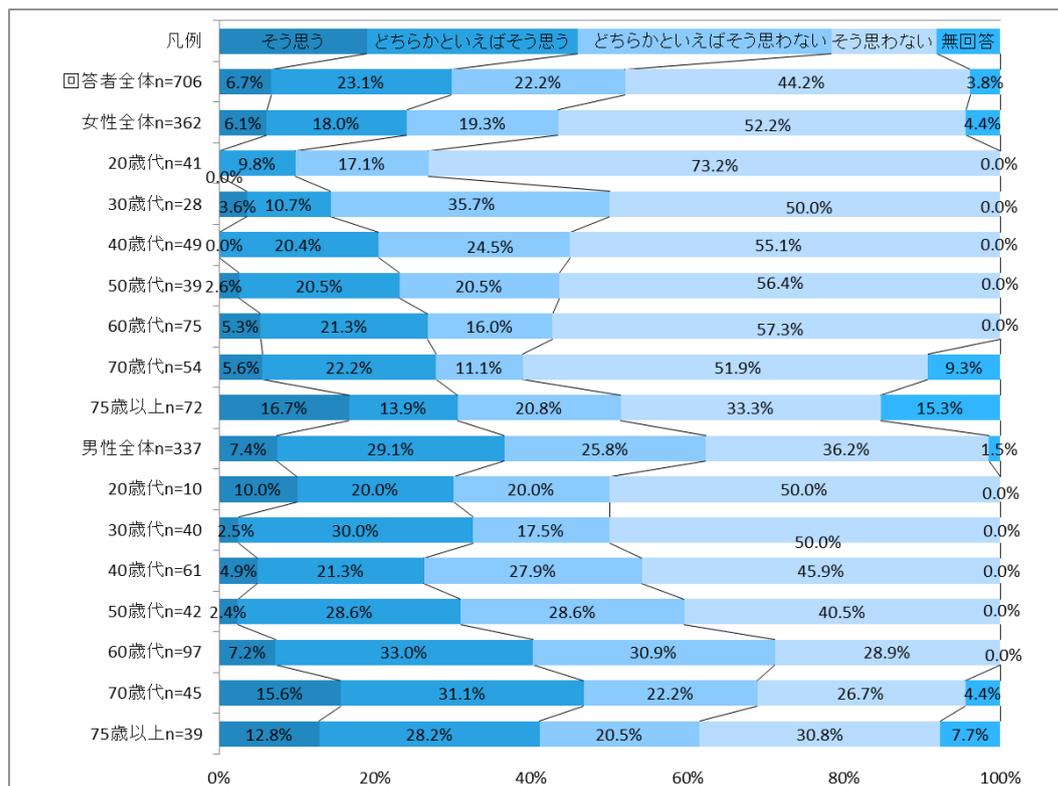
〔現状〕

- ・ 固定的な性別役割分担意識については、以前と比較すると否定的な意見の人が増えていますが、年齢が高くなるほど固定的な役割分担意識が根強く残っています。
- ・ 男女共同参画を正しく理解してもらうために、学習機会を提供していますが、同じ人が複数回参加する等、参加者が限られています。

〔課題〕

- ・ 市民一人ひとりに男女共同参画について、正しく理解してもらうための学習の機会を充実させる必要があります。
- ・ 男女共同参画の意識を形成するためには、幼児期からの教育が大切です。

《「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」と考える人の割合》



資料：平成 28 年度市民意識調査結果から作成

〔施策の方向性〕

- ①性別にかかわらず平等感や思いやりを育む、教育活動の充実を図ります。
- ②子どもの個性や能力を認め、生かしていく教育活動を推進します。
- ③人権の尊重や男女共同参画への理解を広める学習の機会を広く提供します。

## 主要施策2 男女共同参画の視点に立った広報・啓発の充実

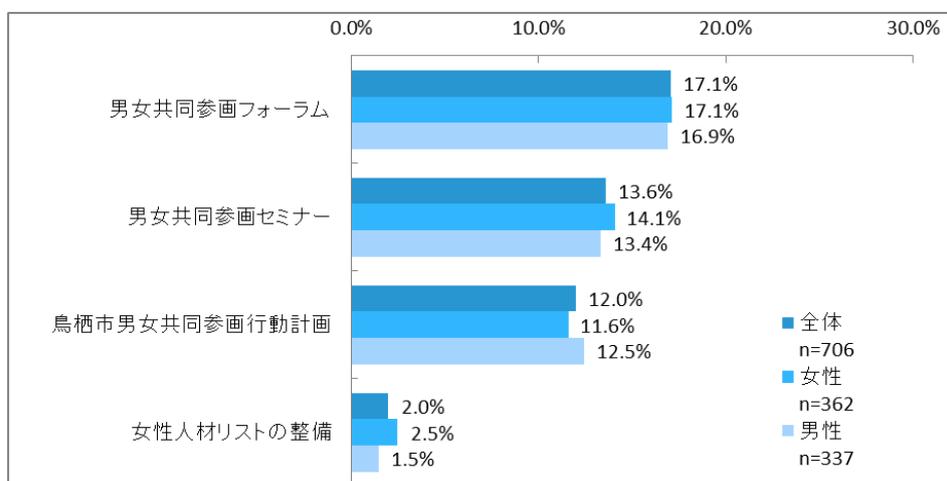
〔現状〕

- ・セミナー（講座）やフォーラム（講演会）を開催していますが、若い世代や男性の参加者が少なく、鳥栖市が取り組んでいる施策についての認知度も低い状況です。
- ・男女共同参画社会を形成するためには、男性の理解と協力が不可欠であり、働き方の見直しや家事参画等、男性にとっての男女共同参画の利点を伝えることが必要です。

〔課題〕

- ・継続して広報・啓発に努め、幅広い人たちに男女共同参画について理解を深めてもらうための工夫が必要です。

### 《鳥栖市が取り組んでいる施策の認知度》



資料：平成28年度市民意識調査結果から作成

〔施策の方向性〕

- ①誰もが参加しやすい広報・啓発に努めます。
- ②セミナーやフォーラム等を開催し、参加者に啓発を行います。
- ③男女共同参画に関する情報を収集し、提供します。

### 主要施策3 男女共同参画を推進する人材の育成

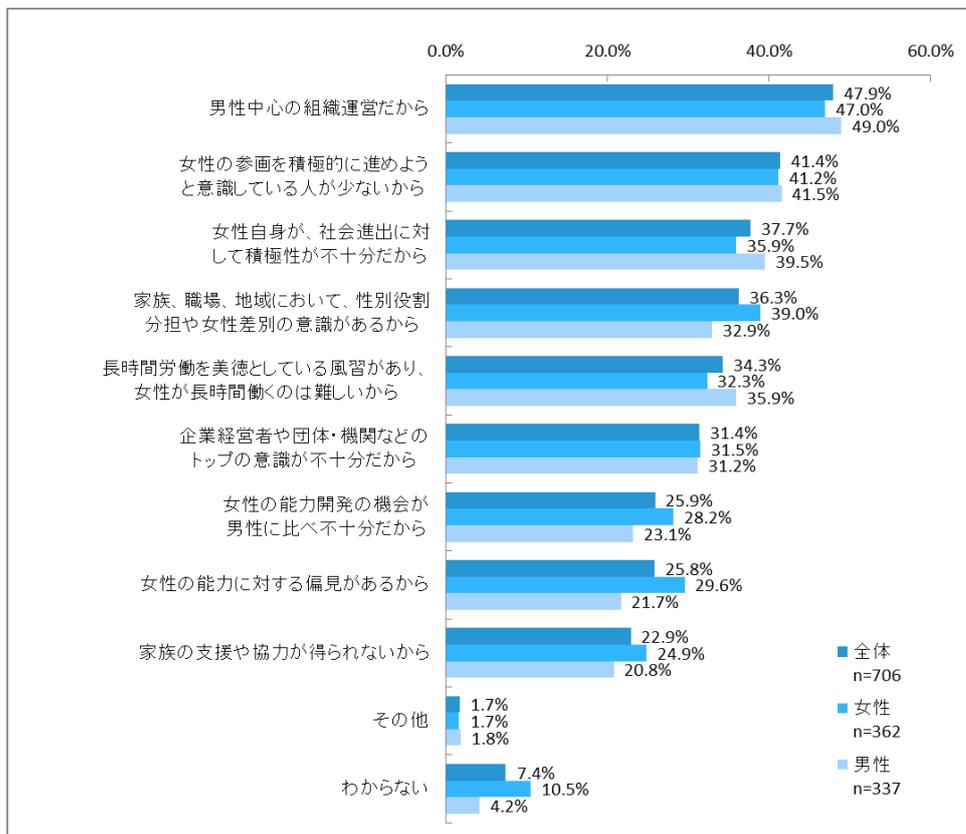
#### 〔現状〕

- ・男女の地位の平等観をみると、一般的に男性の優遇感が高くなっています。家庭や地域、学校等身近なところでは男女平等と思っている人の割合が高くなっていますが、職場や政治等組織や団体活動に関わる場所では男性優遇と思っている人の割合が高くなっています。
- ・管理職等への女性の参画が少ない理由をみると、「男性中心の組織運営だから」の47.9%が最も多く、これに「女性の参画を積極的に進めようと意識している人が少ないから」の41.4%が続いています。

#### 〔課題〕

- ・地域活動等に、男女関係なく参加を促進することが必要です。
- ・男女共同参画に関する啓発を行い、男女共同参画を推進する人材の育成が必要です。

#### 《管理職等に女性が少ない理由》



資料：平成28年度市民意識調査結果から作成

#### 〔施策の方向性〕

- ①男女共同参画に理解のある人材情報を収集し、登録・活用します。
- ②地域における男女共同参画の理解を推進する人材を育成します。
- ③男女共同参画を推進する人材に様々な情報を提供します。

## 主要施策 1 政策・方針決定過程での男女参画の推進

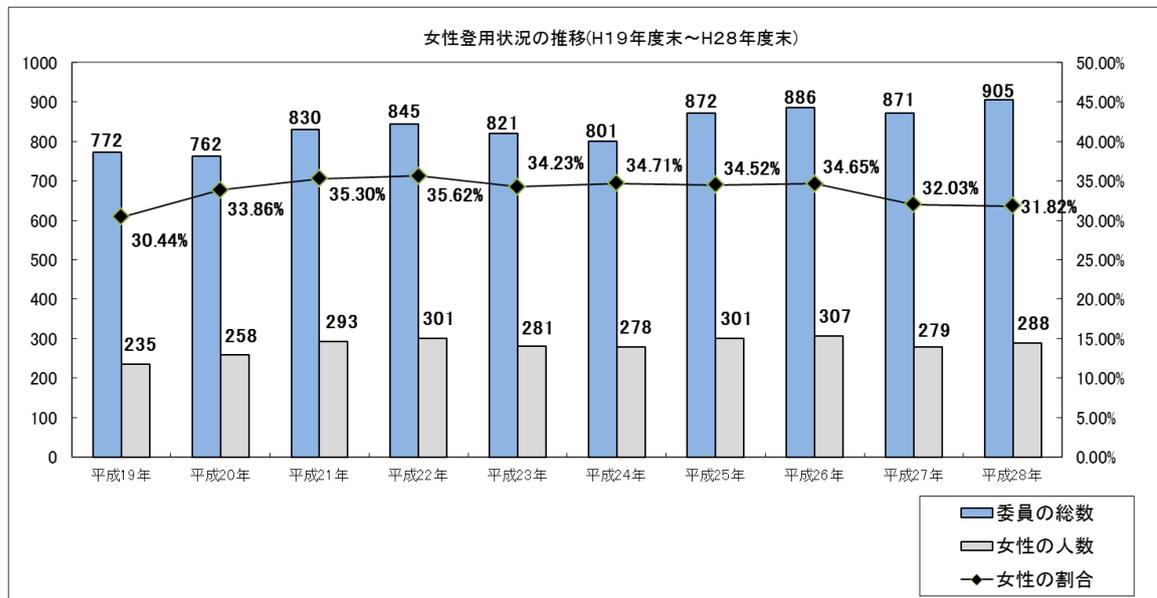
〔現状〕

- ・鳥栖市における審議会・委員会等の女性の参画率は、平成28年度末で31.82%です。
- ・市では平成15年度から女性人材リスト登録を開始し、これまで審議会や委員会等における女性の人材活用を行ってきましたが、同リストの登録者数や活用は伸びていないのが現状です。
- ・男女の委員等は、同じ人が兼務している場合があります。
- ・審議会等への推薦団体内に女性が少ない状況です。
- ・国は「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」を作成し、男女のニーズの違い等に配慮した避難所運営、被災者支援を求めています。防災・復興に係る意思決定の場への女性の参画は少ない状況です。

〔課題〕

- ・政策・方針決定の場に意欲的に参画する女性人材の育成と活用が必要です。
- ・災害に強い地域社会の構築に向けて、男女共同参画の視点から必要な対策に取り組んでいけるよう、防災分野への女性の参画が必要です。

## 《審議会の登用率の推移》



〔施策の方向性〕

- ①市における各種審議会や委員会等の委員改選の際には事前協議を行い、女性の参画を促進します。
- ②様々な分野で女性の参画が増えるように、情報の提供や啓発に取り組みます。
- ③防災分野における男女共同参画の推進を図ります。

## 主要施策2 男女が働きやすい労働環境の整備

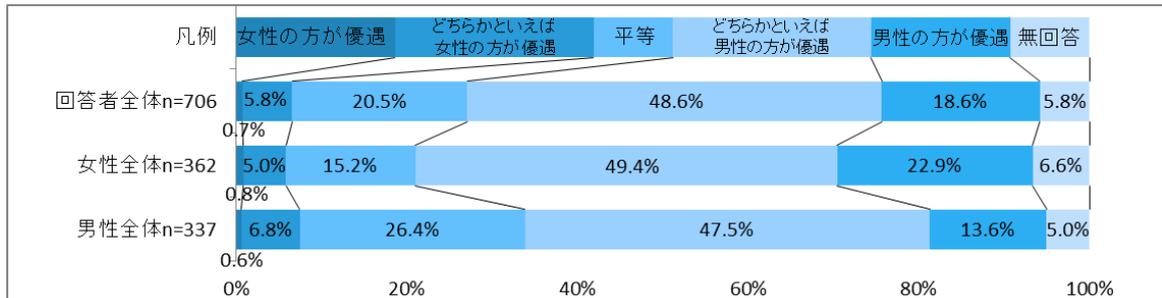
〔現状〕

- ・ 職場において男女平等と感じている割合は、女性全体では 15.2%と低く、「どちらかといえば男性優遇」「男性優遇」と感じている割合は、女性全体で 72.3%と高く、このうち女性の 30～60 歳代が特に高くなっています。
- ・ 育児休業を取得する男性は以前と比較すると増えていますが、依然として少ない状況です。
- ・ 育児休業を取得することについての考え方をみると、「男性も女性も取得して欲しい」の 54.2%が最も高くなっています。これに続き「女性は取得したほうがよいが、男性が取得することには違和感がある」の 29.0%が続いており、そのうち、「男性」の『30～60 歳代』が特に高くなっています。

〔課題〕

- ・ 個人の意思を尊重した働き方ができる職場環境をつくる必要があります。

### 《職場での男女平等感》



資料：平成 28 年度市民意識調査結果から作成

〔施策の方向性〕

- ① 育児休業や介護休業等の制度を周知します。
- ② 働きやすい職場づくりに関する広報・啓発を行います。
- ③ 働きやすい労働環境の先進事例を紹介し、事業所等に奨励します。

## 主要施策 1 個人の自立を支える環境整備

## 〔現状〕

- ・核家族化は年々進み、市民の生活形態が多様化しています。
- ・生活の満足度を尋ねたところ、個人としては7割強の人が「満足している」「どちらかといえば満足している」と答えていますが、それぞれの立場による満足度の割合を見ると、親としては5割弱、夫婦としては約4割の人が「満足している」「どちらかといえば満足している」と答えており、家庭の状態や立場によって意識に差が出るということが分かりました。
- ・障害のある人やその家族、単身高齢者等への経済的、生活的自立に向けた支援も求められています。

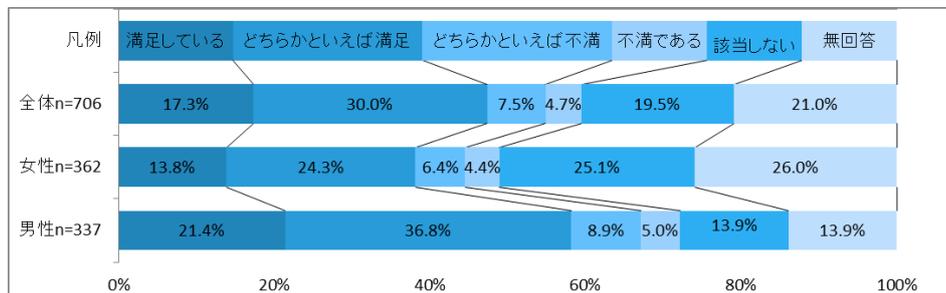
## 〔課題〕

- ・多様な生活形態に応じて、誰もが安心して満足した暮らしをするためには、情報提供や相談、支援の充実等が必要です。
- ・高齢者が社会に貢献できていると感じられるような機会が必要です。

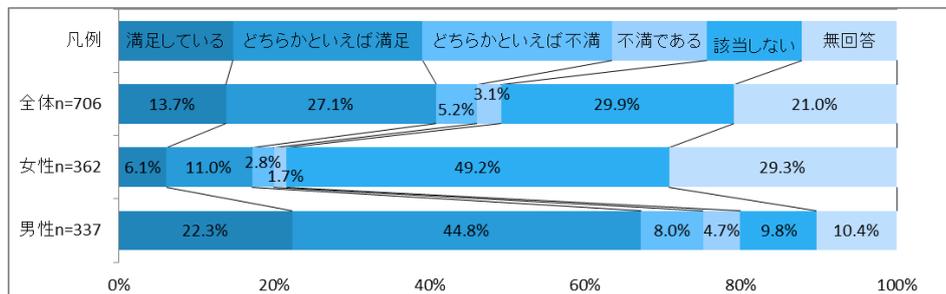
## 《生活の満足度》

資料：平成 28 年度市民意識調査結果から作成

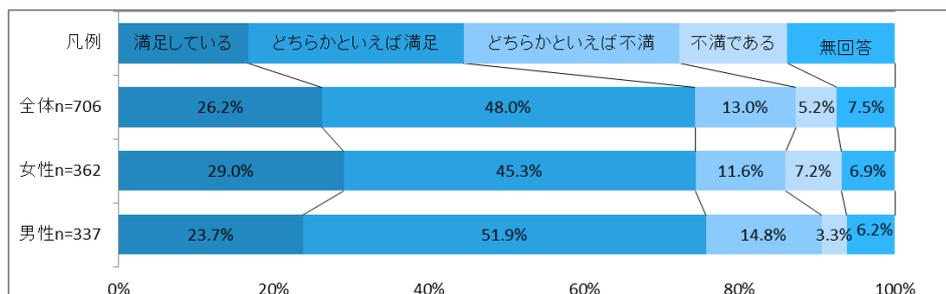
## ○親として



## ○夫婦として



## ○個人として



〔施策の方向性〕

- ①ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援します。
- ②高齢者が健康で充実した生活を送るための支援を行います。
- ③高齢者や障害者の社会参加や生きがいを進めます。

**主要施策2 性と健康を尊重する環境整備**

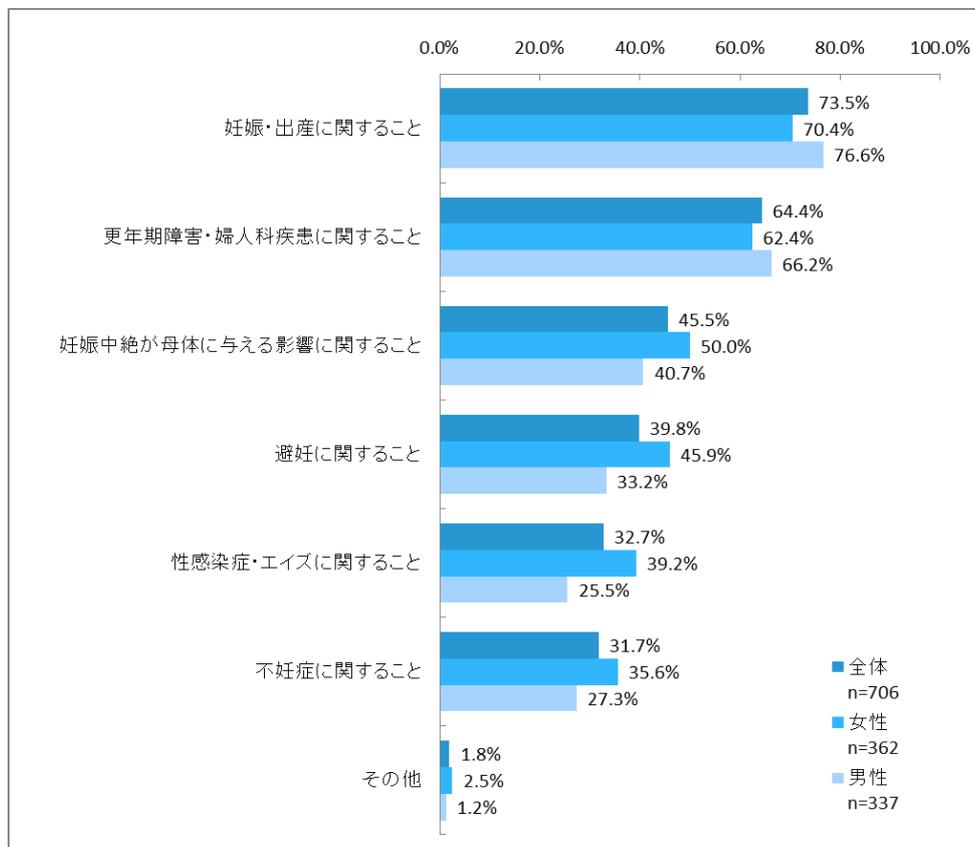
〔現状〕

- ・こどもから大人、高齢者に至る市民一人ひとりが、性に関する正しい理解や、心身に影響を及ぼすような人権侵害、犯罪から身を守るための知識を身につける必要性が高まっています。
- ・女性の体を保護するために男女とも知っておいたほうがよいことについては、「妊娠・出産に関すること」の73.5%が最も高く、これに「更年期障害・婦人科疾患に関すること」の64.4%が続いています。

〔課題〕

- ・安全な性生活や妊娠・出産のために、妊娠、出産、育児期における支援と相談体制の充実が必要です。
- ・性的少数者に対する正しい理解の促進が必要です。

《女性の身体を保護するために知っておいた方がよいこと》



資料：平成28年度市民意識調査結果から作成

〔施策の方向性〕

- ①妊娠・出産・育児期における支援や相談を充実させます。
- ②性と生殖に関する健康と権利について啓発を行います。
- ③性的少数者に対する理解が進むよう啓発を行います。

**主要施策3 生涯を通じた健康づくりの推進**

〔現状〕

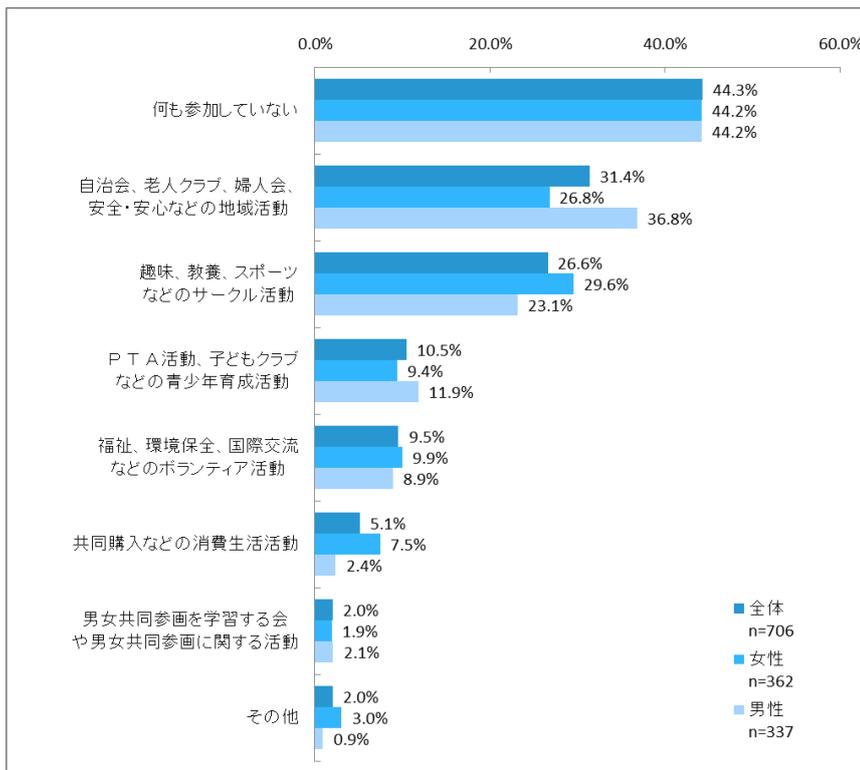
- ・地域社会活動に、「何も参加していない」人が 44.3%います。平成23年度の調査と比較すると、5.4ポイント増えています。
- ・高齢化の進行により、高齢者だけの世帯も増える中で、自分らしく生きるためにも、健康づくりや病気の予防が重要になっています。
- ・介護予防のための教室を開催していますが、男性の参加者が少ない状況です。
- ・若い世代の健康マイレージ参加やがん検診受診率が低い状況です。

〔課題〕

- ・高齢化が進行しており、生涯を通じて自分らしく生きるために、健康づくりや病気の予防が課題になっています。

《社会活動への参加》

資料：平成28年度市民意識調査結果から作成



〔施策の方向性〕

- ①年齢に応じた運動や食事等の健康づくりを支援します。
- ②病気の予防についての広報・啓発を実施します。

#### 基本目標 4

#### 女性が活躍できる社会づくり (鳥栖市女性活躍推進計画)

##### ■ 計画策定の趣旨

国では、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮され、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図るために、平成27年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」を制定し、市町村においても、職業生活における活躍についての推進計画を策定することが、努力義務になりました。

本市においても、女性が十分に能力を発揮し、活躍できるような環境整備を図るため「鳥栖市女性活躍推進計画」を策定し、この計画に基づき総合的かつ計画的に施策の充実を図ります。

##### ■ 計画の性格

この計画は、「女性の職業生活における活躍と推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に基づく基本的な計画を含み、「第2次鳥栖市男女共同参画行動計画（後期計画）」と一体的に策定します。

##### ■ 計画の期間

この計画の期間は、「第2次鳥栖市男女共同参画行動計画（後期計画）」と同様に、平成30年度（2018年度）から平成34年度（2022年度）までの5年間とします。

ただし、社会経済情勢の変化や国・県の制度の変更等を考慮し、必要に応じて内容の見直しを行います。

## 主要施策1 仕事と生活の調和を図る環境の整備

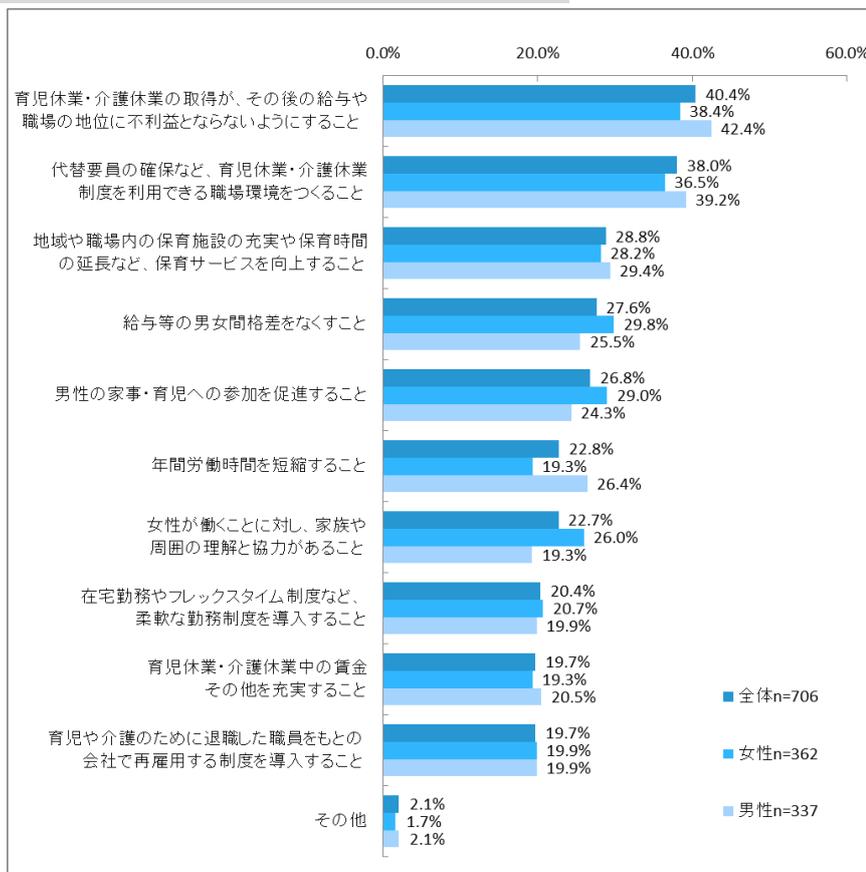
〔現状〕

- ・家事をする男性も増えていますが、食事、育児、介護等の役割は主に女性が担っていることが多く、家庭と仕事の両立が困難になっています。
- ・家族の介護は女性が担うことが多く、仕事や生活上の負担になっていますが、男性も介護のために離職や休職をしなければならない場合もあります。

〔課題〕

- ・男女が共に、仕事と生活の両立を図ることができるような支援体制の充実が必要です。

### 《男女が共に仕事と家庭を両立するための条件》



資料：平成28年度市民意識調査結果から作成

〔施策の方向性〕

- ①仕事と家庭生活等の両立のため、保育サービスの充実を図ります。
- ②介護・福祉サービスによる要介護者等や家族の支援を行います。
- ③男性の子育てや介護等への参加を促進します。
- ④だれもが自分の能力を生かし、働き続けられる環境を整備します。

## 主要施策2 女性活躍推進のための環境整備

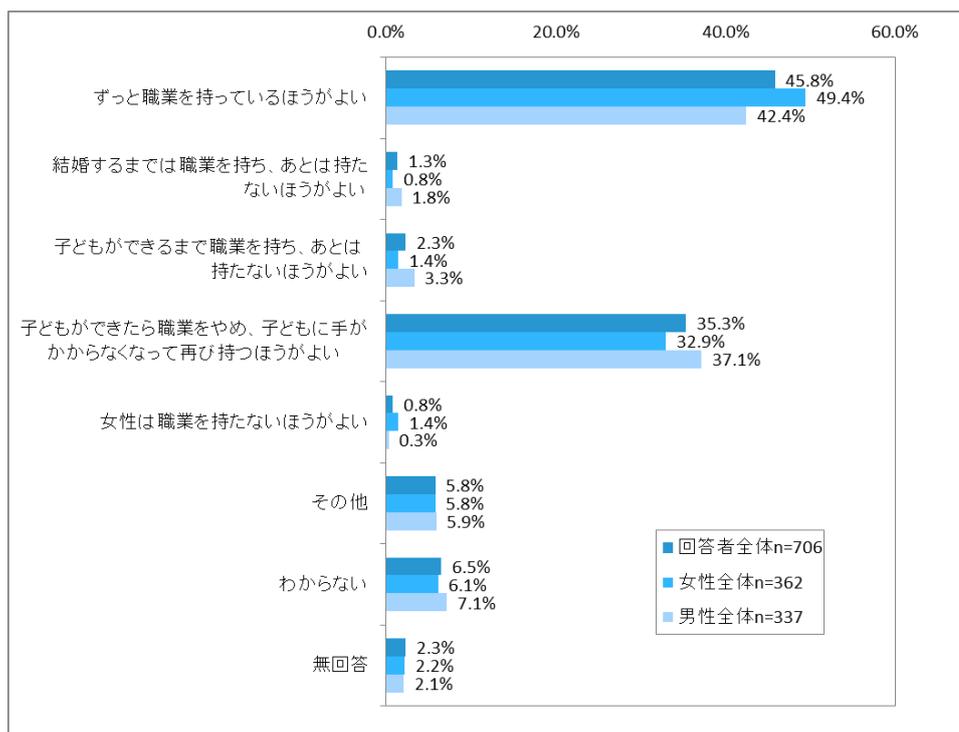
〔現状〕

- ・結婚・出産を機に職業を一時的に中断し、その後、復職または再就職をする人が多い状況であり、男性と働き方に差がついたりすることがあります。
- ・女性が職業を持つことについての考えをみると、平成23年調査では「子どもができたら職業をやめ、子どもに手がかからなくなって再び持つほうがよい」が最も高くなっていましたが、今回の調査では順位が逆転し「ずっと職業を持っているほうがよい」が最も高い項目（45.8%）となっています。

〔課題〕

- ・女性が性別により差別されることなく、能力を発揮することができる職場環境が必要です。
- ・子育て等で仕事を中断した女性が再び就労するための支援が必要です。

### 《女性が職業を持つことについての考え方》



資料：平成28年度市民意識調査結果から作成

〔施策の方向性〕

- ①女性の労働条件や経済的地位の向上を図ります。
- ②子育て等で仕事を中断した女性に対し、起業や再就業支援の機会をつくります。

**■計画策定の趣旨**

配偶者やパートナーからの暴力は、犯罪となり得る行為で、重大な人権侵害です。DV（ドメスティック・バイオレンス）の被害者の多くは女性であり、配偶者やパートナーが暴力をふるうことは、個人の尊厳をなくし、男女平等を実現する大きな妨げになっています。

こうした状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るために、国では平成13年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「DV防止法」という。）を制定し、平成16年度、平成19年度、平成25年度と三度の改正が行われています。平成20年1月にDV防止法が一部改正され、市町村においても、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画を策定することが、努力義務になったことから、本市においても、平成25年3月にDVの防止とDV被害者の支援を推進するために「鳥栖市DV被害者支援基本計画」を策定しました。また、平成25年の改正では、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても法の適用対象とされることとなりました。

今回の「第2次鳥栖市男女共同参画行動計画（後期計画）」の策定にあたり、当該計画についても見直しを行い、配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援について総合的かつ計画的に施策の充実を図ります。

**■用語の定義**

この計画において、DVとはDV防止法が対象とする「配偶者（元配偶者を含む）からの暴力」をいいます。配偶者には、事実婚や元配偶者を含みます（生活の本拠を共にする交際相手も対象）。また、DVを受けた人を「DV被害者」といいます。

**■計画の性格**

この計画は、DV防止法第2条の3第3項に基づく本市の基本的な計画であり、「第2次鳥栖市男女共同参画行動計画」と一体的に策定します。

**■計画の期間**

この計画の期間は、「第2次鳥栖市男女共同参画行動計画」と同様に、平成30年度（2018年度）から平成34年度（2022年度）までの5年間とします。

## 主要施策1 DV被害を防止する啓発推進

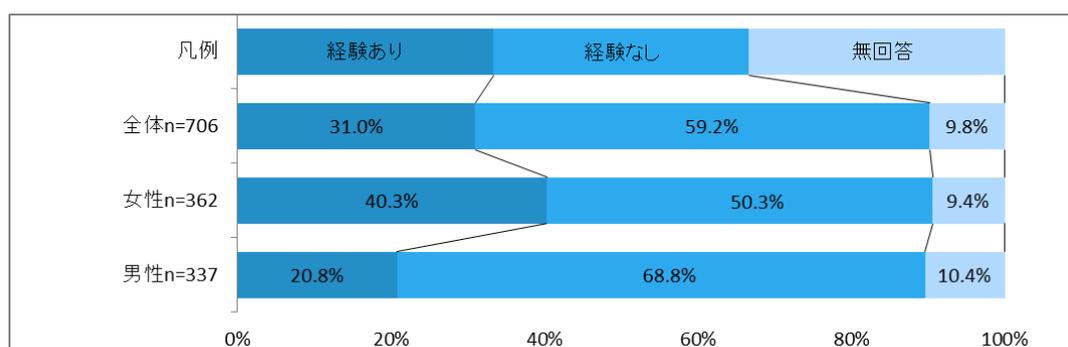
### 〔現状〕

- ・DVは暴力を手段にして、相手を支配しようとするときに起こり、背景にはそれを容認する性差別意識が存在します。
- ・DVの被害者は、誰にも相談せずに被害を我慢し、潜在化してしまうことがあります。
- ・DVの経験を性別にみると、すべての項目で「女性」の経験者の割合が高くなっています。「女性」の経験者の割合が最も高いのは「大声でどなられたり、暴言を吐かれた」の27.9%で、これに「いやがっているのに性的な行為を強要された」の17.4%が続いています。

### 〔課題〕

- ・市民及び職員に対して、男女の人権尊重やDVの正しい理解、相談情報等の広報や啓発を継続して行うことが必要です。
- ・交際中の若いパートナー間で起こるデートDVについて啓発が必要です。

### 《DV経験の有無》



資料：平成28年度市民意識調査結果から作成

### 〔施策の方向性〕

- ①DVやセクシュアル・ハラスメント等の暴力は、人権を侵害する犯罪行為であるという理解を広めるため、市民及び職員への意識啓発を行います。
- ②DV等の暴力に関する相談窓口の情報を、市民に対して提供します。
- ③若い世代の人たちに、デートDVについて啓発を行います。

## 主要施策2 相談体制の充実

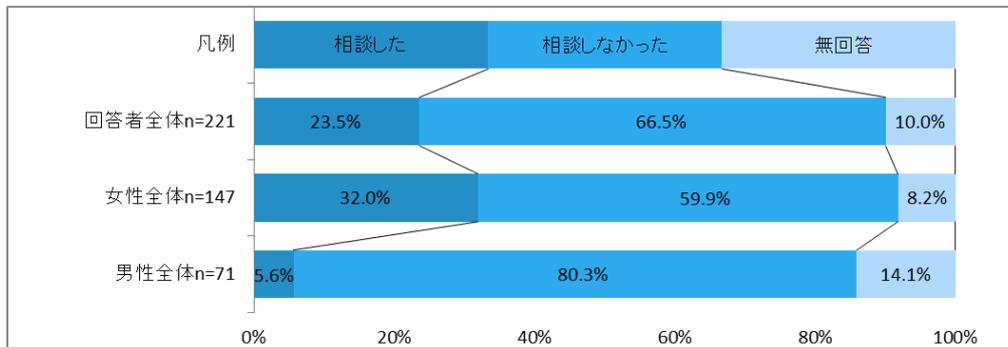
### 〔現状〕

- ・相談の秘密は厳守し、被害者の信頼を損ねたり、被害者が危険にさらされたりしないように徹底しなければなりません。
- ・被害者本人だけでなく、子どもがDVの被害者になる場合があるため、相談の際に配慮しなければなりません。
- ・男性のDV被害については、専門の相談機関がアバンセの電話相談しかないような状況です。
- ・DVを受けた時「相談した」のは「男性」の5.6%に対し「女性」は32.0%となっており、特に「女性」の『30～50歳代』で「相談した」人は50%台となっています。相談しなかった理由は、「相談するほどのことではないと思ったから」の55.8%が最も多く、これに「自分にも悪いところがあったから」の40.1%が続いており、以下、回答割合の高い方から、「自分が我慢すれば、何とかやっていけると思ったから」(34.7%)、「相談しても無駄だと思ったから」(22.4%)の順となっています。

### 〔課題〕

- ・相談体制の充実を図ることが必要です。
- ・被害者の保護、自立支援等、円滑で切れ目のない支援を必要とするため、関係部局や関係機関が連携し、相談を受ける必要があります。

### 《DVについての相談の有無》



資料：平成28年度市民意識調査結果から作成

### 〔施策の方向性〕

- ①DV被害者支援マニュアルに基づいて、庁内が一体となった協力・支援を進めます。
- ②被害者の負担を軽減するため、相談のワンストップサービスの推進を図ります。
- ③様々な立場のDV被害者が相談しやすいような体制を整えます。

### 主要施策3 DV被害者の自立支援

#### 〔現状〕

- ・DV被害者は、置かれている環境によって必要な支援が異なります。
- ・DVが日常化すると、被害者は自分を責めたり、逃げる気力も失ったり失うことがあるため、通常の相談とは異なる対応が求められています。

#### 〔課題〕

- ・相談を受ける職員は被害者の状況と希望を聞き、適切な支援を行う必要があります。
- ・被害者支援を行う機関や団体とつながりを持ち、被害者の希望する支援を円滑に行う必要があります。

#### 〔施策の方向性〕

- ①DVの特性や被害者の立場を十分に理解した上での対応が徹底されるよう、窓口担当者等に対する定期的な研修を実施します。
- ②関係する部署が情報を共有し、それぞれの役割を明確にし、支援に取り組みます。

## 主要施策 4 関係機関の連携・協力

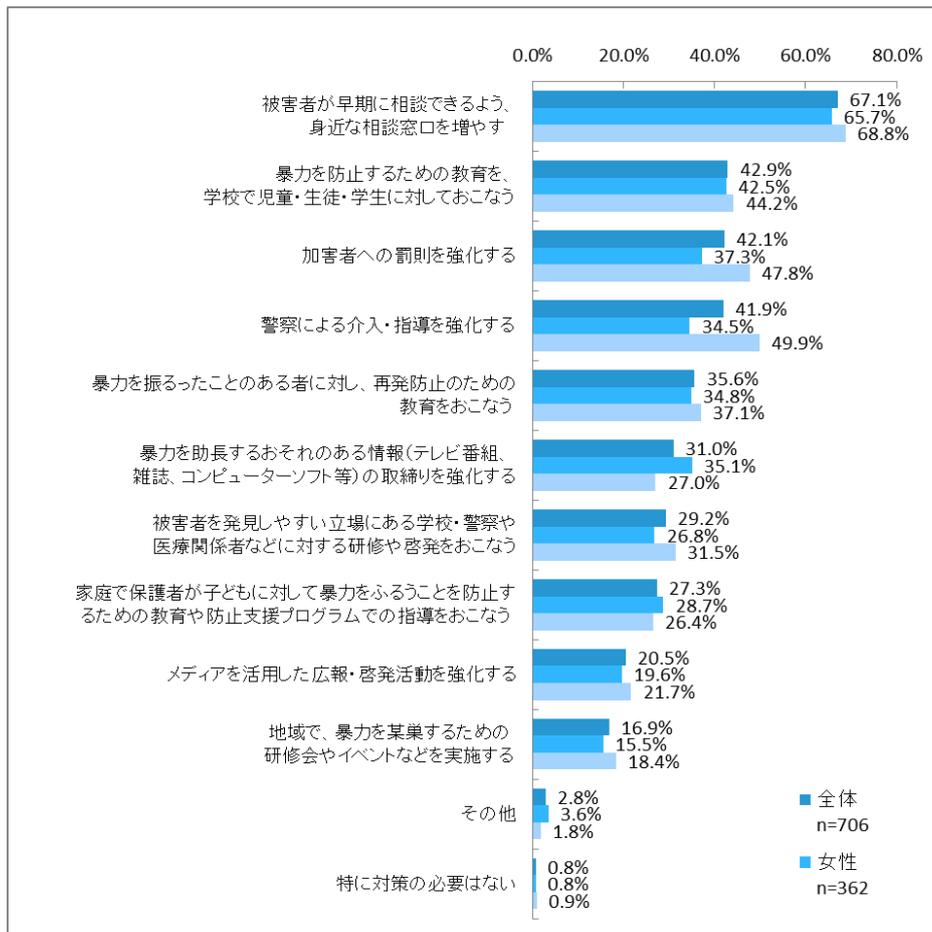
〔現状〕

- ・被害者支援は、一つの機関だけで対応することは困難であり、関係機関がそれぞれの役割を果たしつつ、連携を強化していかなければなりません。

〔課題〕

- ・それぞれの関係機関の役割を明確にし、被害者支援の重要性についての認識を共有し、様々な形での連携について整備を図る必要があります。

《女性への暴力をなくす方法》



資料：平成 28 年度市民意識調査結果から作成

〔施策の方向性〕

- ①関係機関の相談窓口の連携を強化するとともに、相談者の立場に立った受入体制を整えます。
- ②被害者が市外で相談を受ける事例もあるため、県や他市町との情報の共有、連携の強化を図ります。

### 3 計画推進体制の整備

#### (1) 計画推進体制

- ・男女共同参画行政推進会議の設置

副市長を会長とする庁内の意思決定機関として、引き続き男女共同参画社会の形成を推進します。

- ・男女共同参画懇話会の設置

男女共同参画を進める外部組織として、市民の代表者等で構成する懇話会を設置し、男女共同参画に関する施策の推進状況に対して、市民の視点で意見を述べます。

- ・国・県や市民活動団体等との連携と啓発事業の展開

国・県や市民活動団体等と連携し、様々な啓発事業を展開します。

#### (2) 計画の進行管理

- ・行動計画の推進状況評価の実施

目標値を定め、各課が実施した事業の評価を毎年行います。

- ・調査・研究の実施

男女共同参画に関する資料の収集や調査を行い、計画の策定や施策の改善に取り組みます。

#### (3) モデル事業所としての市役所づくり

- ・他の事業所のモデルになるように、市役所内の男女共同参画を進めます。